給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前

(教育職給料表の適用範囲)

員に適用する。

 $(1)\sim(9)$ [略]

- (10) 農業大学校に勤務する部長、教授、准教授、主査講師 、主任講師、講師及び行政専門員(教育職給料表の適用を 受けていた職員から当該部長、教授、准教授、主査講師、 主任講師、講師又は行政専門員となった者に限る。)
- (11) 産業技術短期大学校に勤務する教授、准教授、主査講 師、主査技術指導員、主任講師、主任技術指導員、講師及 び技術指導員(教育職給料表の適用を受けていた職員から 当該教授、准教授、主查講師、主查技術指導員、主任講師 、主任技術指導員、講師又は技術指導員となった者に限る ,)
- (12) 首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、 主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員及びス ポーツ振興専門員(この項に掲げる職員から当該首席スポ ーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、主査スポーツ 振興専門員、主任スポーツ振興専門員又はスポーツ振興専 門員となった者に限る。)

2 [略]

員に適用する。

 $(1)\sim(7)$ [略]

(8) 首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、 主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員及びス ポーツ振興専門員 (この項に掲げる職員又は次条第1項の 職員から当該首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興 専門員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門 員又はスポーツ振興専門員となった者に限る。)

改正後

(教育職給料表の適用範囲)

- 第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職 第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職 員に適用する。
 - $(1)\sim(9)$ [略]
 - (10) 農業大学校に勤務する部長、教授、准教授、専門幹講 師、主査講師、主任講師、講師及び行政専門員(教育職給 料表の適用を受けていた職員から当該部長、教授、准教授 、専門幹講師、主査講師、主任講師、講師又は行政専門員 となった者に限る。)
 - (11) 産業技術短期大学校に勤務する教授、准教授、専門幹 講師、専門幹技術指導員、主査講師、主査技術指導員、主 任講師、主任技術指導員、講師及び技術指導員(教育職給 料表の適用を受けていた職員から当該教授、准教授、専門 幹講師、専門幹技術指導員、主査講師、主査技術指導員、 主任講師、主任技術指導員、講師又は技術指導員となった 者に限る。)
 - (12) 首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、 専門幹スポーツ振興員、主査スポーツ振興専門員、主任ス ポーツ振興専門員及びスポーツ振興専門員(この項に掲げ る職員から当該首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振 興専門員、専門幹スポーツ振興員、主査スポーツ振興専門 員、主任スポーツ振興専門員又はスポーツ振興専門員とな った者に限る。)
 - 「略]
- 第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職|第6条 給与条例に定める教育職給料表(2)は、次に掲げる職 員に適用する。
 - $(1)\sim(7)$ [略]
 - (8) 首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、 専門幹スポーツ振興員、主査スポーツ振興専門員、主任ス ポーツ振興専門員及びスポーツ振興専門員(この項に掲げ る職員又は次条第1項の職員から当該首席スポーツ振興専 門員、上席スポーツ振興専門員、専門幹スポーツ振興員、 主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員又はス

	ポーツ振興専門員となった者に限る。)
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。